

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	4
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）	5

改 正 案	現 行
<p>（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連</p>	<p>（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）</p> <p>第六十一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連</p>

携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この号において「オーストラリア協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合次に掲げる書類

イ（省 略）

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第七項において「非原産国」という。）を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四第三規則4(a)の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この号において「オーストラリア協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合次に掲げる書類

イ 同上

ロ 同上

2 ～ 8	ハ (省 略) (省 略)	<p>(1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの</p> <p>(2) 当該締約国から非原産国における博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）</p>
2 ～ 8	ハ 同 上	<p>(1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの</p> <p>(2) 当該締約国から非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）</p>

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（経済連携協定） 第十九条の二 法第七条の七第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十四（省 略）</p> <p>十五 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定） 第二十五条（省 略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 一六（省 略）</p> <p>七 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一三三号、第一〇一号、第一〇七号、第一二二号、第一一二号又は第一三三号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>八（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>	<p>（経済連携協定） 第十九条の二 同 上</p> <p>一 一十四 同 上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定） 第二十五条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>一 一六 同 上</p> <p>七 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一三三号、第一〇一号、第一〇七号、第一二二号又は第一一二号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>八 同 上</p> <p>3 同 上</p>

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第三（第一条関係）

別表第三（第一条関係）

項名	一〇九 （省 略）	品 目
十	経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定	<p>（一） 関税率表第〇四〇四・九〇号の一の（一）及び（二）に掲げる物品のうち、砂糖を加えたもので、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のものであり、かつ、カードをもととしたもので一リットル以下の小売用容器入りのもの</p> <p>（二） 関税率表第〇四〇六・九〇号に</p>
項名	同上	品 目
	同上	

掲げる物品のうち関税割当制度に
関する政令別表第〇四〇六・一〇
号、第〇四〇六・四〇号及び第〇
四〇六・九〇号の項で定める数量
以内のもの以外のもの

(三) 関税率表第〇四〇九・〇〇号に
掲げる物品

(四) 関税率表第一六〇二・五〇号の
二に掲げる物品(同号の二の(二)の
Aに掲げる物品にあつては米を含
むもの以外のものに限り、とし
、同号の二の(二)のBの(d)の口に掲
げる物品にあつては単に水煮した
ものに限る。)

(五) 関税率表第一九〇二・一九号の
二に掲げる物品のうち、マカロニ
及びスパゲッティ以外のものであ
り、かつ、米を含まないもので小
売用の包装をしたもの(容器とも
の一個の重量が三キログラム以下
のものに限る。)